

平成21年度三重県歳入歳出決算審査概要説明

平成21年度三重県土地開発基金運用状況審査概要説明

平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率審査概要説明

三重県監査委員

平成 21 年度三重県歳入歳出決算審査概要説明

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 21 年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりです。

三重県一般会計

三重県特別会計

三重県交通災害共済事業特別会計

三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計

三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計

三重県農業改良資金貸付事業等特別会計

三重県地方卸売市場事業特別会計

三重県林業改善資金貸付事業特別会計

三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

三重県港湾整備事業特別会計

三重県流域下水道事業特別会計

三重県公共用地先行取得事業特別会計

2 審査の方法

平成 21 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査にあたっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、

- 1 決算の計数は正確であるか
- 2 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- 3 会計経理事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- 4 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

などの諸点に主眼をおき、関係諸帳票、その他証拠書類などと照合精査するとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等を参考に、慎重に審査を行いました。

(以下、説明上、金額について万円未満を切り捨てています。)

第2 審査の結果

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行について

平成21年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票をはじめ、その他証拠書類などと照合し、審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認しました。

また、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、概ね適正に処理されているものと認められました。

2 審査の意見

(1) 行財政運営全般について

平成20年9月以降、世界的な経済危機の中で、日本経済も過去に例を見ない速さで景気が後退し、完全失業率は平成21年7月に5.7%と過去最悪を記録した後、5%台で推移しており、今後とも雇用情勢は厳しい状況が続くと見られています。

県内においては、生産等で一部に回復の動きが見られるものの、地域経済の先行きは不透明であり、依然として中小企業の経営は厳しい状況にあります。また、平成20年5月から低下し続けた有効求人倍率も平成21年6月に0.39倍と過去最低を記録し、その後下げ止まりを示したものの、潜在的な失業者の存在が懸念されるとともに、高校卒業者の求人が落ち込むなど、回復には相当の時間を要することが見込まれています。

こうした厳しい経済情勢を反映し、平成21年度の本県の財政状況は、実質収支こそ黒字を維持していますが、単年度収支は2年連続で赤字となっています。

歳入面では、企業業績の悪化により法人二税が約500億円もの大幅減収となったため、減収補てん債等の県債を大量発行せざるを得ず、厳しい財政運営となっています。

歳出面では、社会保障関係経費の増嵩に加え、退職手当、公債費が今後も高い水準で推移することが見込まれるなど、一段と厳しい状況となっています。

さらに、県税収入の急回復は望めず、歳入に占める県債の割合も年々

上昇していることから、今後の県の行財政運営はより一層厳しくなることが見込まれています。

このような状況を踏まえ、以下の取組を進められたい。

ア 緊急雇用・経済対策の迅速かつ着実な推進

県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところです。

今後、県政の最優先課題として「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用機会の創出や就労支援などの雇用対策、資金調達の円滑化の支援や新たなビジネスの創出などの経済対策、生活者福祉対策や働きやすい環境づくりなどの生活対策を国の対策とも連動しながら、迅速かつ総合的に進められたい。

イ 経営改善の着実な推進

平成 17 年度～平成 21 年度の 5 年間の行政改革の目標として計画した、「みえ経営改善プラン(改定計画を含む)」の期間が終了しましたが、平成 22 年度においては、その考え方を踏まえながら取組ごとに具体的な目標を定め、引き続き改善に取り組んでいるところです。

今後、国の地域主権戦略等の動向や中期財政見通し、現在策定中の次期戦略計画の内容等を踏まえながら、中期的な目標を設定した新たな経営改善の取組を策定するなど、引き続き不断の改善に取り組まれたい。

ウ 歳入の確保と歳出の徹底した見直し

収入未済額は、平成 21 年度末現在、一般会計及び特別会計合わせて 134 億 3,354 万円あり、前年度より 3 億 5,105 万円(2.7%)増加しています。収入未済額の解消は自主財源の確保にとって緊要な課題であるため、県民間の公平の観点からも、債務者の生活実態等を的確に把握し、弁済能力があると判断される場合は、積極的に法的措置を講じるなど、債権管理体制を強化し、未収金の発生防止と回収に一層取り組まれたい。

また今後とも、未利用財産の売却や広告収入など多様な財源の掘り起こしに加え、国に対し地方の財源の強化について強力に働きかけるなど、歳入の確保に取り組まれない。

さらに、歳出においては、県税収入が減少する一方で、景気対策のための財政出動や県民のニーズへの的確な対応が必要とされており、非常に厳しい財政運営が見込まれています。

雇用・経済対策を最優先としつつも、引き続き、事業や補助制度などの費用対効果や成果、県関与の必要性などを徹底して検証し、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」を一層進められたい。

なお、事業の執行に際し、公共サービスの水準の維持、質の向上に留意されたい。

(2) 予算執行等について

予算執行等については、次に掲げる事項について、適切な措置を講じられたい。

ア 収入関係

(ア) 県 税

県税の調定額は、前年度からの繰越分と、現年度分を合わせて2,172億3,446万円で、収入済額は2,094億4,706万円となっています。一般会計の収入済額に占める県税の割合は27.1%で、前年度より8.6ポイント減少しているが、引き続き最大の財源となっています。徴収歩合は96.4%と前年度と比較して0.9ポイント減少したが、全国平均96.1%を0.3ポイント上回りました。

収入未済額は72億8,092万円となっており、前年度より2億6,476万円(3.8%)増加しています。収入未済額の大きな税目は、市町において賦課徴収されている個人県民税で、58億6,673万円となっており、前年度より8億1,718万円(16.2%)増加し、収入未済額全体の80.6%を占めています。

個人県民税の徴収については、「三重県地方税収確保対策連絡会議」の設置、市町へ併任職員の派遣、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収など徴収の支援に取り組むとともに、平成21年度からは「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を設置し個人住民税の特別徴収の加入促進に向けた取組も行っています。

しかし、依然として多額の収入未済額があり、増加傾向にあることから、引き続き市町及び関係機関との連携をさらに強化し、税の負担の公平性の観点から税収確保に努められたい。

個人県民税以外の収入未済額の主なものは、自動車税8億4,032万円(構成比11.5%)、不動産取得税2億7,252万円(構成比3.7%)で、いずれも前年度と比べて自動車税は9,983万円(△10.6%)、不動産取得税は1億1,017万円(△28.8%)減少しています。

収入未済の対策として、預貯金、給与及び自動車等の差押、インターネットを活用した公売を行うなど様々な滞納処分を機動的に進めているところであり、今後も債務者に対する財産や状況の調査を徹底するなど、引き続き積極的な対策を行い、収入の基幹である県税の収

入未済額の減少に努められたい。

〔平成21年度県税収入の状況〕

(単位：円、%)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収 入 歩 合		
					21年度	20年度	差引
個人県民税	73,214,933,021	67,080,746,688	267,452,857	5,866,733,476	91.6	92.8	△1.2
法人県民税	6,850,922,662	6,789,200,448	14,679,074	47,043,140	99.1	99.4	△0.3
個人事業税	2,308,511,739	2,170,029,293	13,584,501	124,897,945	94.0	93.9	0.1
法人事業税	30,519,683,165	30,376,986,692	66,439,746	76,256,727	99.5	99.8	△0.3
不動産取得税	5,865,106,690	5,560,397,183	32,186,843	272,522,664	94.8	94.9	△0.1
ゴルフ場利用税	2,461,259,226	2,413,032,272	—	48,226,954	98.0	96.8	1.2
自動車税	30,224,527,519	29,292,743,530	91,460,808	840,323,181	96.9	96.6	0.3
鉾 区 税	5,140,700	4,894,900	—	245,800	95.2	96.5	△1.3
自動車取得税	4,359,548,600	4,359,505,600	—	43,000	100.0	100.0	0.0
軽油引取税	21,443,622,236	21,418,315,048	20,673,100	4,634,088	99.9	99.0	0.9
そ の 他	39,981,211,226	39,981,211,226	—	—	100.0	100.0	0.0
計	217,234,466,784	209,447,062,880	506,476,929	7,280,926,975	96.4	97.3	△0.9
前 年 度	274,858,628,514	267,425,725,943	416,741,015	7,016,161,556	—	—	
増 減	△57,624,161,730	△57,978,663,063	89,735,914	264,765,419	—	—	

〔県税収入未済額の推移〕

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前 年 度 比 較	
				増 減 額	増減率
個人県民税	4,139,055,074	5,049,544,000	5,866,733,476	817,189,476	16.2%
法人県民税	62,241,159	57,890,162	47,043,140	△10,847,022	△18.7%
個人事業税	147,645,926	140,209,939	124,897,945	△15,311,994	△10.9%
法人事業税	157,972,491	131,665,276	76,256,727	△55,408,549	△42.1%
不動産取得税	452,595,394	382,699,723	272,522,664	△110,177,059	△28.8%
ゴルフ場利用税	77,163,369	78,805,954	48,226,954	△30,579,000	△38.8%
自動車税	1,123,978,341	940,156,819	840,323,181	△99,833,638	△10.6%
軽油引取税	282,996,566	234,916,583	4,634,088	△230,282,495	△98.0%
そ の 他	299,800	273,100	288,800	15,700	5.7%
計	6,443,948,120	7,016,161,556	7,280,926,975	264,765,419	3.8%

(注) 軽油引取税については、徴収猶予に係り、納期限内に納入されたものの出納閉鎖を過ぎたために収入未済扱いになった額が、平成20年度に199,327,353円、平成19年度に250,415,592円あります。

(イ) 県税以外の収入未済

県税以外の収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて 61 億 5,261 万円（県税加算金を含む）で、前年度より 8,629 万円（1.4%）増加しています。

県税以外の収入未済を内容別で分類すると、貸付金返還金等（中小企業者等支援資金貸付金返還金など）、使用料等（公営住宅使用料など）、負担金（児童措置費負担金など）などに分けられます。また、個別的な事案として、産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用などがあります。

a 一般会計

一般会計の収入未済額は 96 億 8,762 万円で、前年度より 3 億 6,278 万円（3.9%）増加しています。このうち、県税を除く収入未済額は 24 億 669 万円で、前年度より 9,802 万円（4.2%）増加しています。

これは、諸収入において、産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用の収入未済額が、1 億 3,500 万円増加したことなどが主な要因です。

産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用については、21 年度においてほとんど回収が進んでいないため、今後も引き続き財産把握調査と求償を行い、収入未済額の減少に努めるとともに、新たな不法投棄の未然防止に、より一層努められたい。

使用料等において、高等学校授業料の収入未済額は、2 年連続の増加となり、前年度に比べて 311 万円増加しています。特に、現年度分の収入未済額が増加しているため、滞納整理に関する要綱に基づく取組を徹底されたい。

負担金については、その 73.1%が児童措置費負担金、障がい児入所施設措置費保護者等負担金です。電話督促や直接訪問などにより収入未済額の減少に努めるとともに、債務者の生活実態等を的確に把握し、弁済能力があると判断される場合は法的措置を講じるなど対処されたい。

b 特別会計

特別会計の収入未済額は 37 億 4,591 万円で、前年度より 1,172

万円(0.3%)減少しています。

これは、中小企業者等支援資金貸付事業等で1,755万円減少したことが主な要因です。

中小企業者等支援資金貸付金返還金(高度化資金貸付金)については、県に原資の一部を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めるなど、徴収体制の整備が行われた結果、収入未済額が減少に転じ一定の効果が現れています。今後さらに適切な債権管理と効率的な回収に努められたい。

また、母子及び寡婦福祉資金貸付金返還金については、不納欠損処理を1,779万円行ってもなお、前年度と比較し132万円増加し、依然として毎年多額の未収金が発生しています。今後も、市町などの関係団体との連携を強化し債務者の生活実態を的確に把握するなど、適切な債権管理を行うとともに、弁済能力があると判断される場合は法的措置を講じるなど、効果的な回収に取り組まれたい。

c 債権管理

平成20年度末の過年度収入未済額について、二重調定や調定誤りにより21年度において調定額を減額・修正している事例が複数の部局で見受けられたので、収入事務を適切に行い収入未済額の正確な把握に努められたい。

〔収入未済額の推移〕

一般会計

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増 減 額	増減率
分担金及び負担金	10,911,416	12,915,097	12,569,934	△ 345,163	△2.7%
使用料及び手数料	13,709,511	15,269,722	18,180,312	2,910,590	19.1%
財 産 収 入	189,720	189,720	189,720	0	0.0%
諸 収 入	2,195,266,396	2,280,303,066	2,375,758,069	95,455,003	4.2%
計	2,220,077,043	2,308,677,605	2,406,698,035	98,020,430	4.2%
県 税	6,443,948,120	7,016,161,556	7,280,926,975	264,765,419	3.8%
合 計	8,664,025,163	9,324,839,161	9,687,625,010	362,785,849	3.9%

特別会計

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増減額	増減率
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	384,888,869	382,518,581	383,842,490	1,323,909	0.3%
農業改良資金貸付事業等	54,040,665	54,736,954	58,367,954	3,631,000	6.6%
地方卸売市場事業	7,181,368	6,613,060	6,104,514	△508,546	△7.7%
沿岸漁業改善資金貸付事業	26,523,944	27,372,894	27,961,589	588,695	2.2%
中小企業者等支援資金貸付事業等	3,239,265,125	3,275,213,400	3,257,658,858	△17,554,542	△0.5%
その他	11,157,384	11,193,766	11,983,438	789,672	7.1%
合 計	3,723,057,355	3,757,648,655	3,745,918,843	△11,729,812	△0.3%

〔主な収入未済額の状況〕

(単位：円)

区 分	平成20年度	平成21年度	前年度比較		平成21年度 不納欠損額
			増減額	増減率	
県 税 等	7,067,025,836	7,322,554,705	255,528,869	3.6%	530,073,651
県 税	7,016,161,556	7,280,926,975	264,765,419	3.8%	506,476,929
県 税 加 算 金	50,864,280	41,627,730	△9,236,550	△18.2%	23,596,722
県 税 等 以 外	6,015,461,980	6,110,989,148	95,527,168	1.6%	37,951,750
貸付金返還金等	3,855,881,073	3,868,348,448	12,467,375	0.3%	20,761,643
使 用 料 等	63,791,774	61,575,412	△2,216,362	△3.5%	2,187,055
負 担 金	72,327,168	71,856,189	△470,979	△0.7%	10,267,111
産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	1,512,071,269	1,647,073,786	135,002,517	8.9%	—
測量談合に係る弁償金	295,172,922	228,759,187	△66,413,735	△22.5%	—
恩給及び退職年金返還	11,712,123	11,759,753	47,630	0.4%	—
そ の 他	204,505,651	221,616,373	17,110,722	8.4%	4,735,941
合 計	13,082,487,816	13,433,543,853	351,056,037	2.7%	568,025,401

- (注) 1 貸付金返還金等：中小企業者等支援資金貸付金（特別会計）、母子及び寡婦福祉資金貸付金（特別会計）、高齢者住宅整備資金貸付金（一般会計）、高等学校等修学奨学金（一般会計）など
 2 産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用：県が原因者等に代わって産業廃棄物の処理を行い、その費用を徴収するもの
 3 測量談合に係る弁償金：県発注の測量・設計業務について、談合を行っていた入札参加業者33社に対し損害賠償請求を行ったもので、和解調書に基づき分割納付されているもの
 4 恩給及び退職年金返還金：恩給及び退職年金の不正受給が発覚したため、返還を求めたもの
 5 その他：生活保護費返還金、児童扶養手当返還金、中小企業従業員住宅家屋貸下料など

(ウ) 不納欠損

一般会計の不納欠損額は5億4,710万円で、前年度より2,683万円(5.2%)の増加となっています。この要因は、県税の不納欠損額が8,973万円(21.5%)増加したことによるもので、県税を除く一般会計としては、6,289万円減少しています。

また、特別会計の不納欠損額は2,091万円で、前年度より299万円(16.7%)の増加となっています。

不納欠損については、回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、日常の債権管理を適切に行われたい。

〔不納欠損額の推移〕

一般会計

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増減額	増減率
県 税	414,842,456	416,741,015	506,476,929	89,735,914	21.5%
諸 収 入	883,196,830	103,525,566	40,628,688	△62,896,878	△60.8%
計	1,298,039,286	520,266,581	547,105,617	26,839,036	5.2%

特別会計

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増減額	増減率
母子及び寡婦 福祉資金貸付事業	4,381,403	17,897,927	17,796,643	△101,284	△0.6%
地方卸売市場事業	829,500	—	158,141	158,141	皆増
中小企業者等支援 資金貸付事業等	6,324,500	—	2,965,000	2,965,000	皆増
流域下水道事業	—	22,839	—	△22,839	皆減
計	11,535,403	17,920,766	20,919,784	2,999,018	16.7%

(I) 県 債

一般会計の県債発行額は1,795億7,931万円となり、前年度の1,631億5,450万円に比較して、164億2,481万円増加しました。この要因は、借換債が319億4,400万円減少した一方で、国の地方財政対策により臨時財政対策債が246億9,900万円増加、県税の減収分を補てんする減収補てん債(特例分)が190億5,700万円増加したことなどとなっています。

歳入に対する県債の依存度は23.3%となり、前年度の21.8%より

1.5ポイント上昇しています。なお、借換債を除いて比較すると、歳入に対する県債の依存度は21.8%となり、前年度の16.6%より5.2ポイント上昇しています。

特別会計の県債発行額は、35億8,468万円で、前年度の40億831万円と比べ4億2,363万円減少しています。

また、平成21年度末における県債残高は、一般会計と特別会計を合わせて1兆1,734億6,982万円となり、前年度に比べて903億517万円(8.3%)増加しています。この残高は、21年度歳出総額の約1.51倍にあたり、県民一人当たり約63万円に相当します。

なお、臨時財政対策債、減収補てん債(特例分)の元利償還金相当額については、後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっているが、今後も持続可能な財政運営の見通しのもと、財政の健全化に努められたい。

【県債残高の推移】

(単位：円)

区 分	平成19年度末 現 在 高	平成20年度末 現 在 高	平成21年度中 増減額		平成21年度末 現 在 高	対前年度 増減率
			発 行 額	償 還 額		
一 般 会 計	982,528,812,284	1,023,774,352,257	179,579,310,000	88,579,986,844	1,114,773,675,413	8.9%
特 別 会 計	60,958,443,355	59,390,305,469	3,583,882,500	4,278,035,602	58,696,152,367	△1.2%
合 計	1,043,487,255,639	1,083,164,657,726	183,163,192,500	92,858,022,446	1,173,469,827,780	8.3%

イ 支出関係

(7) 予算の不用、流用

a 予算の不用

一般会計の不用額は61億9,873万円で、前年度より17億3,550万円(38.9%)増加し、特別会計の不用額は15億6,410万円で、前年度より17億7,203万円(△53.1%)減少している。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、77億6,283万円となっている。

予算の執行にあたっては、財政運営が厳しい中、財源の有効活用を図るため、経費の節減に努めるとともに、所要経費の見積りや事業の進捗状況を的確に把握して予算計上されたい。

b 予算の流用

一般会計の流用額は38億852万円で、前年度に比べて2億5,285万円(7.1%)増加し、特別会計の流用額は3,321万円で、前年度に比べて2,143万円(△39.2%)減少しています。

予算の見積りに際しては、可能な限り実態に合わせた決算見込額の把握に努め、安易な流用を行うことなく、適時的確な予算措置を講じるよう努められたい。

(イ) 予算の繰越

一般会計の平成22年度への繰越額は405億3,382万円で、前年度に比べて79億1,803万円(24.3%)増加しています。

特別会計の平成22年度への繰越額は39億670万円で、前年度に比べて19億7,277万円(102.0%)増加しています。

事業の繰越は、前年度と比較し補正予算により経済対策への対応をした影響等もあり大幅に増加しています。引き続き、補正予算に対応した場合や災害復旧などやむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、計画的、効率的な執行に努められたい。

(ウ) 公債費負担

一般会計の公債費は1,057億4,214万円で、前年度より331億4,887万円(△23.9%)減少し、歳出に占める割合は14.0%と前年度に比べて

5.0ポイント減少しています。これは、満期一括償還型の県債から定時償還型の県債への借り換えが319億4,400万円減少したことにより、元金償還金が333億1,233万円減少したことによるものですが、この要因を除いても公債費は減少しています。

しかし、県債残高は引き続き増加しており、公債費は今後も高い水準で推移することが見込まれるので、将来を見通した県債残高、公債費の管理について徹底されたい。

(I) 財務事務の適正化

支出・収入事務において、会計知識の不足に起因する軽微なミスや、所属のチェック機能が不十分なことによる誤った事務処理が依然として発生しています。

平成22年度から総務事務集中化が開始されたなか、内部統制の整備、チェック機能の確保に努めるだけでなく、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、各職員に法令遵守の徹底を図られたい。

なお、平成21年2月の会計検査院による実地検査の結果、平成14年度から19年度に係る国庫補助事業の事務費の不適切な経理に対し、1億2,595万円を21年度に国へ返還しています。今後、このようなことのないよう、平成22年1月にとりまとめられた「事務費執行の適正化のための改善策」の実施を周知徹底されたい。

(オ) 特別会計の見直し

林業改善資金をはじめとする一部の資金貸付事業特別会計において、年間の資金貸付額と比較し、毎年度多額の資金残高（不用額等）が生じており、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっています。

今後、事業の実施に当たっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化するとともに、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。

ウ 県有財産の管理

(7) 公有財産・物品

a 未利用地

県有普通財産の未利用地は、第二次県有財産利活用計画(平成21年度～23年度)に基づき処分等を進めたが、新たに旧尾鷲高校長島分校や旧員弁高校敷地などが普通財産となり、前年度に比べて64,348.21㎡増加し、平成21年度末現在で110,593.08㎡となっています。

今後とも、計画に基づき未利用地の有効利活用を図るため、引き続き関係機関等との調整などを進め、利用見込みのない土地の早期の処分に努められたい。

b 金品亡失

平成21年度における金品亡失(損傷)の報告件数は181件となり、平成20年度の183件と比較し2件の減少となっています。しかしながら、平成19年度の145件と比較し、依然として増加したままの高い水準であり、特に交通事故は116件と全体の64%となり、その割合は前年度の54%からさらに上昇しています。

よって、引き続き職員への交通安全意識の徹底を図るとともに、県有財産の管理意識の向上や管理体制の明確化を図られたい。

〔金品亡失の状況〕

(単位：件)

区 分	20年度	21年度	増 減	主 な 内 容
合 計	183	181	△ 2	交通事故による自動車の損傷116件など

(注) 件数は、当事者から各所属へ報告された金品亡失(損傷)報告数及び受理年月日を基準としています。

(イ) 資金の運用

資金の運用は、「三重県資金運用方針」に基づき、毎月作成する資金収支計画に沿って実施されています。

平成 21 年度の資金運用収入は、いわゆるリーマンショック以降の市場金利の低下の流れを受け運用利回りは低下しました。

景気の先行きについては依然として不透明な状況にあり、今後の税収をはじめとする歳入見込は引き続き厳しいものと考えられます。市場金利が一段と低下していることから、今後ともより正確に資金の需給を把握し、従来にも増して金融情勢を十分に分析するなど、安全かつ効率的な資金運用を行われたい。

各部局においては、資金の運用に支障を来すことのないよう、三重県会計規則第 10 条の規定に基づき、翌月分の収支計画を適時適切に会計管理者へ通知するよう徹底されたい。

(ロ) 基金

基金残高は、退職手当や公債費など義務的経費が高水準で推移するなど厳しい財政状況のなかで、財政調整基金などを大きく取り崩したが、雇用・経済対策に伴う基金の創設もあり前年度末に比べて増加しています。(別表 1 参照)

平成 19 年度において、事業を取り巻く環境等の変化を踏まえ、その必要性やあり方等を含めて見直した結果、交通災害共済事業基金ほか 6 基金について廃止・統合することとし、平成 21 年度末において 5 基金が廃止・統合を終えています。(別表 2 参照)

今後とも財産の効率的・効果的な活用の観点から、各基金の設置目的や資金需要を踏まえ、継続して見直しを行われたい。

〔基金残高の推移〕

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増 減 額	増減率
財 政 調 整 基 金	12,391,085,065	16,753,372,108	13,192,465,101	△3,560,907,007	△21.3%
土 地 開 発 基 金	13,174,362,921	13,245,119,656	13,288,611,823	43,492,167	0.3%
災 害 救 助 基 金	905,144,317	912,964,841	919,122,197	6,157,356	0.7%
都 市 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 基 金	422,181,541	425,438,819	427,587,648	2,148,829	0.5%
福 祉 基 金	4,433,608,037	4,076,981,898	3,428,216,143	△648,765,755	△15.9%
体 育 又 ホ ー ツ 振 興 基 金	688,406,550	653,373,691	483,753,099	△169,620,592	△26.0%
県 債 管 理 基 金	4,532,121,314	192,650,494	6,377,241	△186,273,253	△96.7%
昭 和 学 寮 顕 彰 人 材 育 成 基 金	647,420,330	618,580,046	589,828,853	△28,751,193	△4.6%
中 小 企 業 振 興 基 金	1,920,402,060	1,658,357,504	1,251,217,338	△407,140,166	△24.6%
文 化 振 興 基 金	269,334,678	832,853,020	1,083,620,294	250,767,274	30.1%
地 域 交 通 体 系 整 備 基 金	470,558,673	474,216,645	457,725,134	△16,491,511	△3.5%
環 境 保 全 基 金	1,214,241,499	1,275,571,575	1,373,080,815	97,509,240	7.6%
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	1,508,250,330	1,050,783,587	557,533,393	△493,250,194	△46.9%
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 企 業 立 地 金 貸 付 基 金	778,429,548	784,820,755	790,216,551	5,395,796	0.7%
中 山 間 ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 基 金	687,784,549	684,812,132	677,748,862	△7,063,270	△1.0%
介 護 保 険 基 金 財 政 安 定 化 基 金	4,150,915,227	4,781,149,184	4,807,368,928	26,219,744	0.5%
中 山 間 地 域 等 直 接 支 払 事 業 基 金	33,997,173	13,049,270	—	△13,049,270	皆減
森 林 整 備 地 域 金 活 動 支 援 基 金	145,799,665	127,875,967	152,942,857	25,066,890	19.6%
国 民 健 康 保 険 広 域 化 等 支 援 基 金	486,086,397	489,938,051	527,111,536	37,173,485	7.6%
高 等 学 校 等 修 学 奨 学 基 金	299,497,461	488,969,513	716,875,437	227,905,924	46.6%
離 島 漁 業 再 生 支 援 基 金	22,669,697	15,260,242	7,801,084	△7,459,158	△48.9%
障 害 者 自 立 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	733,239,235	1,569,973,778	3,283,044,768	1,713,070,990	109.1%
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	—	496,578,076	992,924,913	496,346,837	100.0%
ふ る さ と 応 援 寄 附 金 基 金	—	803,295	1,656,563	853,268	106.2%
ふ る さ と 雇 用 再 生 特 別 基 金	—	4,380,000,000	3,720,571,328	△659,428,672	△15.1%
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	—	3,350,000,000	11,182,776,981	7,832,776,981	233.8%
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	—	195,000,000	258,333,073	63,333,073	32.5%
安 心 こ だ も 基 金	—	1,178,622,000	2,647,134,960	1,468,512,960	124.6%
妊 婦 健 康 診 査 支 援 基 金	—	1,148,884,000	856,855,278	△292,028,722	△25.4%
別 新 設 基 金 分	—	—	25,097,974,123	25,097,974,123	皆増
表 廃 止 対 象 基 金 分	9,596,399,544	3,140,803,863	11,675,139,337	8,534,335,474	271.7%
計	59,511,935,811	65,016,804,010	104,455,615,658	39,438,811,648	60.7%

【別表1：新設基金の状況】

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増 減 額	増減率
1 自殺対策緊急強化基金	—	—	143,652,018	143,652,018	皆増
2 医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	2,569,865,387	2,569,865,387	皆増
3 介護職員処遇改善等臨時特例基金	—	—	6,558,523,205	6,558,523,205	皆増
4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金	—	—	4,087,821,684	4,087,821,684	皆増
5 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	—	—	1,871,533,754	1,871,533,754	皆増
6 高校生修学支援等臨時特例基金	—	—	247,041,173	247,041,173	皆増
7 森林整備加速化・林業再生基金	—	—	2,334,060,756	2,334,060,756	皆増
8 グリーンニューディール基金	—	—	2,318,881,718	2,318,881,718	皆増
9 地域医療再生等臨時特例基金	—	—	4,966,594,428	4,966,594,428	皆増
計	—	—	25,097,974,123	25,097,974,123	皆増

【別表2：廃止対象基金の状況】

(単位：円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	前年度比較	
				増 減 額	増減率
1 交通災害共済事業基金	1,292,271,282	681,222,732	450,805,302	△230,417,430	△33.8%
2 庁舎等整備基金	2,426,023,543	2,447,241,466	11,224,334,035	8,777,092,569	358.7%
3 積立基金	433,822,860	—	—	—	—
4 美術博物館建設基金	312,395,317	—	—	—	—
5 水資源対策基金	2,306,533,566	—	—	—	—
6 振興拠点地域基本構想推進基金	2,775,264,944	—	—	—	—
7 まつり博記念地域活性化基金	50,088,032	12,339,665	—	△12,339,665	皆減
計	9,596,399,544	3,140,803,863	11,675,139,337	8,534,335,474	271.7%

※1については、平成22年度末に廃止予定。2については、平成23年度末に廃止予定。

第3 決算の概要

決算の状況について

(1) 決算規模と収支状況

平成21年度一般会計の歳入決算額は7,720億3,980万円、歳出決算額は、7,546億3,316万円で、歳入歳出ともに2年連続の増加となり、その最大要因は、雇用・経済対策に伴う各種基金の積立となっています。

歳入歳出差引額は174億663万円となっており、翌年度へ繰り越して使用すべき財源を差し引いた実質収支額は15億6,535万円の黒字となっています。また、21年度の実質収支額から20年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では16億5,414万円の赤字となり、実質単年度収支額も67億2,244万円の赤字となっています。

一方、特別会計の歳入決算額は241億344万円、歳出決算額は204億2,528万円で、歳入歳出差引額は36億7,815万円となっています。実質収支額は34億506万円の黒字ですが、単年度収支額は1,517万円の赤字となっています。

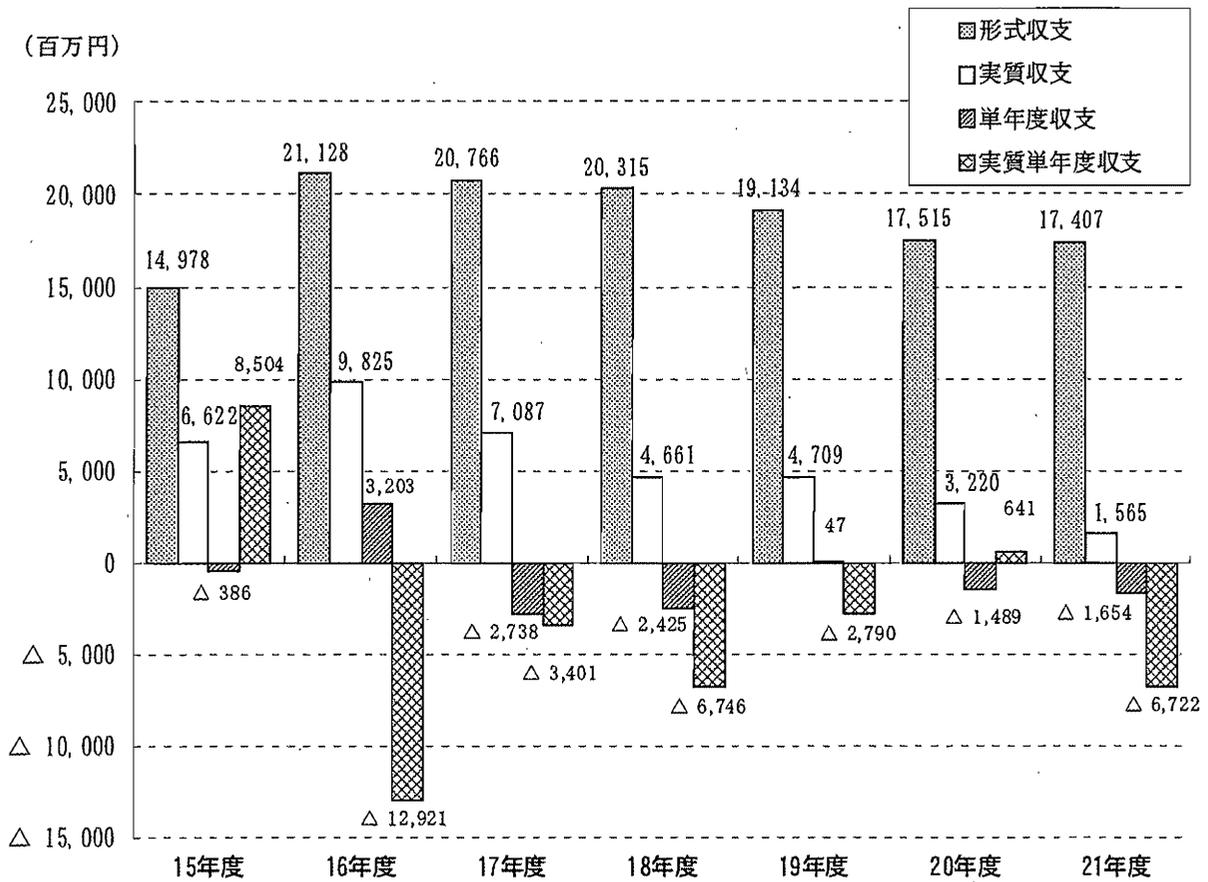
〔一般会計及び特別会計の決算収支〕

区 分	一般会計	特別会計	計
	円	円	円
歳 入 総 額	772,039,803,160	24,103,443,770	796,143,246,930
歳 出 総 額	754,633,166,092	20,425,284,956	775,058,451,048
歳 入 歳 出 差 引 額	17,406,637,068	3,678,158,814	21,084,795,882
翌年度へ繰り越して使用すべき財源	15,841,282,057	273,091,461	16,114,373,518
実 質 収 支 額	1,565,355,011	3,405,067,353	4,970,422,364
平成20年度実質収支額	3,219,502,426	3,420,246,823	6,639,749,249
平成21年度単年度収支額	△ 1,654,147,415	△ 15,179,470	△ 1,669,326,885

(注) 1 実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越して使用すべき財源を控除した額です。

2 単年度収支とは、当年度実質収支から前年度実質収支を控除した額です。

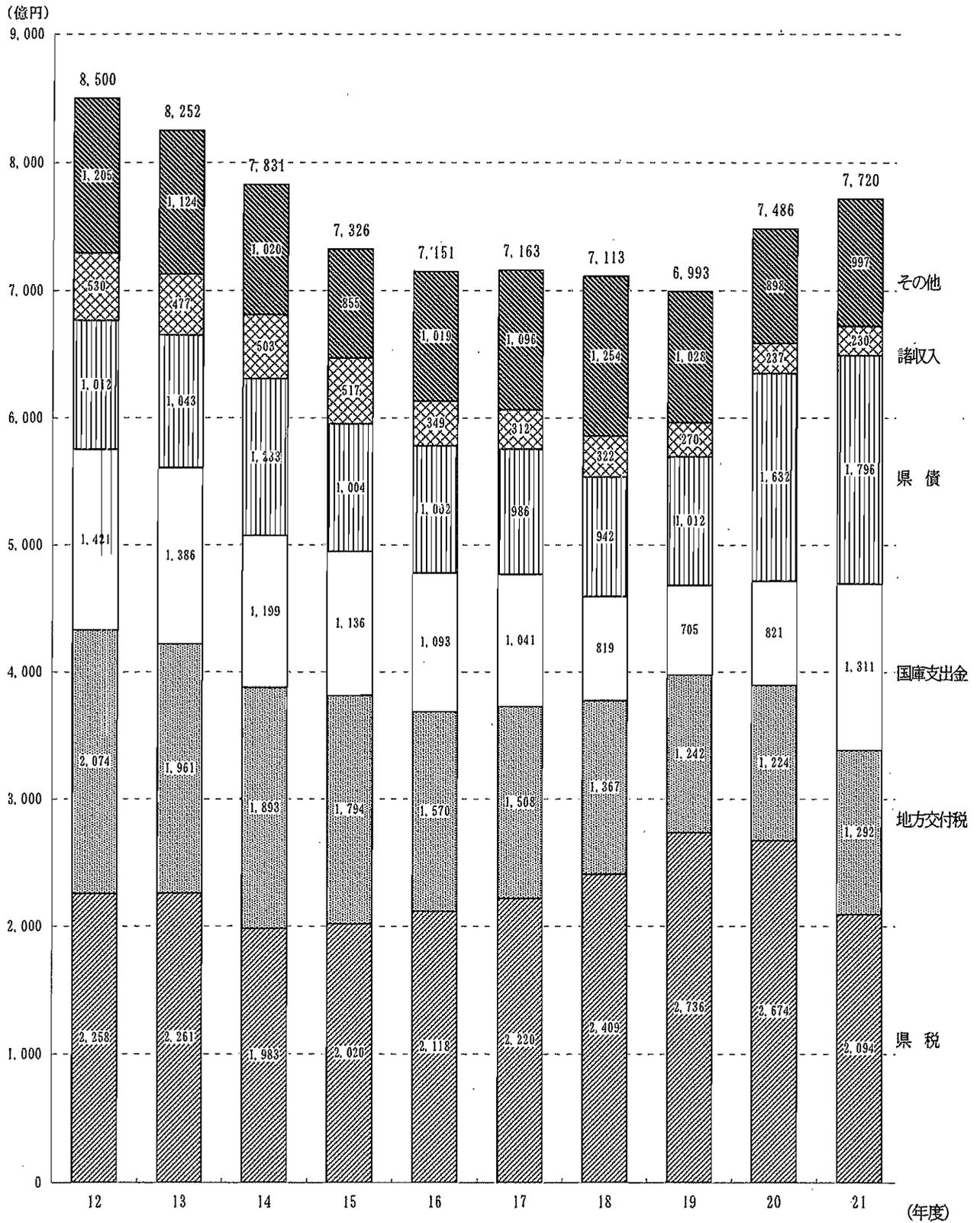
(参考) 一般会計決算の収支の推移



(注) 1 形式収支とは、歳入総額から歳出総額を控除した額です。

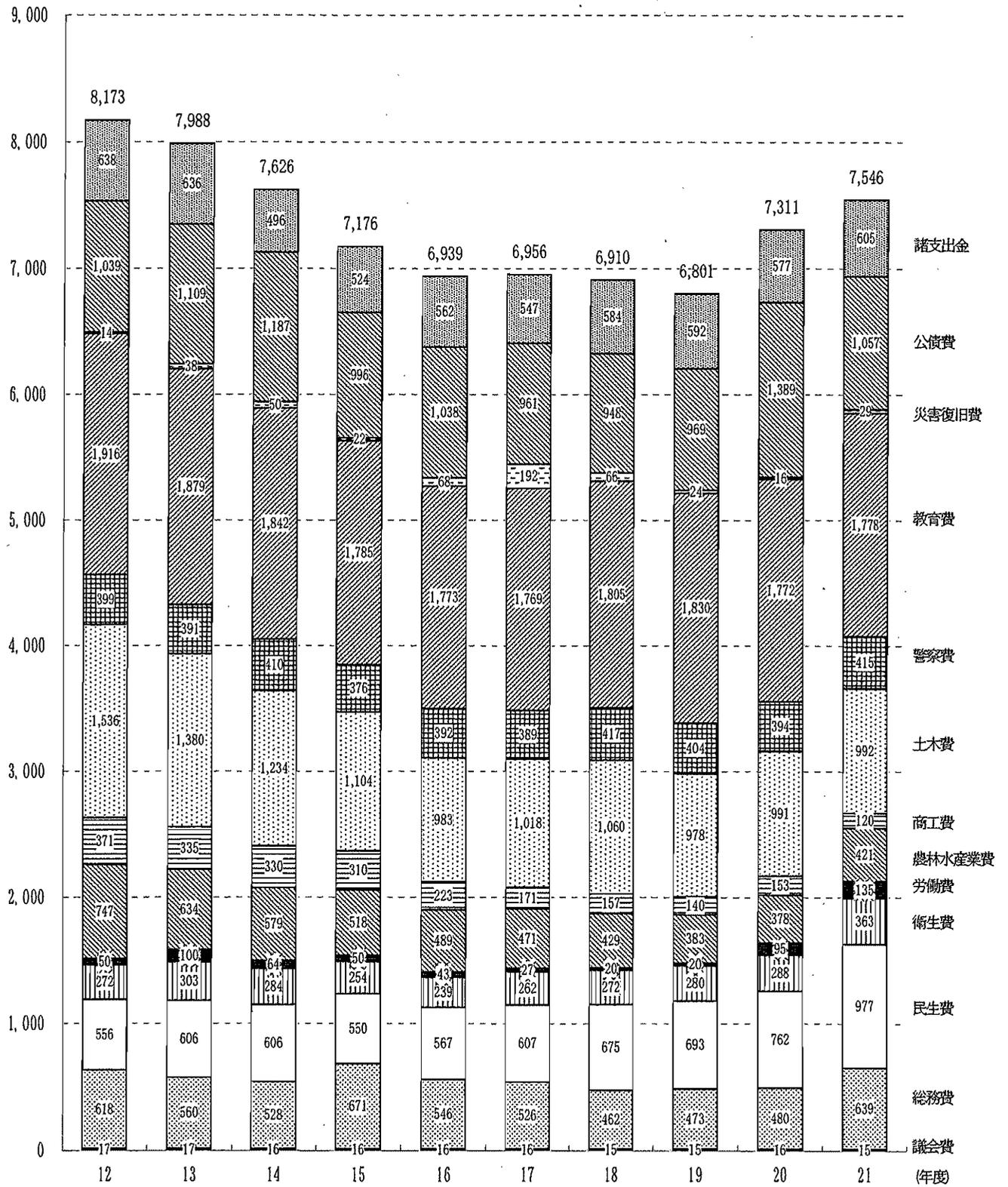
2 実質単年度収支とは、単年度収支額に実質的な黒字要素となる財政調整基金積立金及び地方債繰上償還金を加え、赤字要素となる財政調整基金取崩額を控除した額です。

(参考) 過去10年間の歳入決算額の推移



(参考) 過去 10 年間の歳出決算額の推移

(億円)



(2) 財政状況

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度より 0.7 ポイント減少し 94.1%となっています。また、公債費による財政負担の度合いを示す指標である公債費負担比率は、19.0%と前年度から 0.9 ポイント減少したものの、一般的に危険ラインとされている 20%と同水準の状況となっています。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成 21 年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率は黒字のため算定なしとなっており、実質的な元利償還費の水準を示す指標である実質公債費比率は早期健全化基準 25%のところ 12.7%で前年度から 0.1 ポイント上昇し、将来負担比率は早期健全化基準 400%のところ 198.5%となり、前年度から 7.6 ポイント上昇していますが、どちらも早期健全化基準に対し半分程度の水準となっています。

しかし、財政の状況としては硬直化が進行しており、財政運営に関しては厳しい状況が続いています。

〔主要財政指標〕

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度
	本県	全国	順位	本県	全国	順位	(本 県)
経常収支比率	98.6%	97.1%	32位	94.8%	95.5%	20位	94.1%
公債費負担比率	19.9%	21.4%	16位	19.9%	22.0%	14位	19.0%
財政力指数	0.58579	0.47927	15位	0.61825	0.50137	14位	0.61456
実質公債費比率	12.6%	13.5%	18位	12.6%	14.1%	15位	12.7%

(注) 1 経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、地方税、普通交付税のように用途が限定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しています。一般的に県では 75% を超えると弾力性が失われるとされています。

$$\text{※経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源} \times 100$$

2 公債費負担比率は、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを示す指標で、一般的に 15% が警戒ライン、20% が危険ラインとされています。

$$\text{※公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源} / \text{一般財源総額} \times 100$$

3 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が大きいほど財源に余裕があるとされています。

$$\text{※財政力指数} = \text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額 (当該年度を含む過去 3 ヶ年度の平均値)}$$

4 実質公債費比率は、県が発行する県債等に係る元利償還費の水準を示す指標であり、標準的な一般財源の規模に対する実質的な公債費相当額の割合を示しています。

従来の起債制限比率を厳格化、透明化の観点から見直し、導入したものです。

18% を超えると、協議制に移行した地方債の発行について、国の許可が必要とされています。

※実質公債費比率＝

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入された元利償還金等}}$$

(当該年度を含む過去3ヶ年度の平均値)

5 表中の全国数値については、すべて単純平均です。

〔平成21年度決算に係る健全化判断比率〕

比 率 名	平成21年度	平成20年度	平成19年度	(参考) 早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	－%	－%	－%	3.75%	
連結実質赤字比率	－%	－%	－%	8.75%	
実質公債費比率	12.7%	12.6%	12.6%	25.0%	
将来負担比率	198.5%	190.9%	185.9%	400.0%	

平成 21 年度三重県土地開発基金運用状況審査概要説明

第 1 審査の概要

平成 21 年度三重県土地開発基金運用状況の審査にあたっては、運用の状況を示す書類及びその他関係諸帳簿により、基金の設置目的の趣旨に沿って、确实かつ効率的に運用されているかどうかについて、慎重に審査を行いました。

第 2 運用の状況

決算年度中における基金の運用状況は、前年度に比べて 4,349 万円増加し、132 億 8,861 万円となりました。

土地については、2,745.55 m²減少し、174,169.40 m²となっています。

債権は、1,841 万円減少し、43 億 1,695 万円となっています。

現金は、上記の土地売払収入や利子収入、地所貸下料収入などにより、1 億 1,305 万円増加し、72 億 22 万円となっています。

区 分		平成20年度末残高		平成21年度中増減(△)		平成21年度末残高	
		面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
土 地	伊勢志摩であい交流 スクエア整備用地等	m ²	円	m ²	円	m ²	円
	計	176,914.95	1,822,577,109	△ 2,745.55	△ 51,147,403	174,169.40	1,771,429,706
現 金 等	現 金	-	7,087,171,016	-	113,054,355	-	7,200,225,371
	債 権	-	4,335,371,531	-	△ 18,414,785	-	4,316,956,746
	計	-	11,422,542,547	-	94,639,570	-	11,517,182,117
合 計		176,914.95	13,245,119,656	△ 2,745.55	43,492,167	174,169.40	13,288,611,823

第 3 審査の結果と意見

1 審査の結果

基金運用は、基金の設置目的に沿って概ね適正に運用されているものと認められました。

2 審査の意見

基金が保有する土地については、その有効活用策を検討されたい。

平成 21 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査概要説明

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査対象は、次のとおりです。

平成 21 年度決算に係る健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

平成 21 年度決算に係る資金不足比率

これらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- 1 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- 2 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- 3 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- 4 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証憑書類と照合し、確認を行いました。

なお、審査に当たっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の現地調査を実施し、審査の参考としました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、いずれの会計においても資金不足は発生しておりません。

【健全化判断比率】

比率名	平成21年度	(参考) 早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－%	3.75%	
連結実質赤字比率	－%	8.75%	
実質公債費比率	12.7%	25.0%	
将来負担比率	198.5%	400.0%	

注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

【資金不足比率】

会計名	平成21年度	(参考) 経営健全化基準	備考
地方卸売市場事業特別会計	－%	20%	
港湾整備事業特別会計	－%	20%	
流域下水道事業特別会計	－%	20%	

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

2 個別意見

平成19年度から平成21年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は12.7%であり、早期健全化基準25.0%を下回る水準となっており、20年度都道府県平均12.8%も下回っています。

平成21年単年度分の個々の算定項目と平成18年単年度分の算定項目を比較すると、分子において国営土地改良事業に対する負担金に係る債務

負担行為により、公債費に準ずる債務負担行為が約27億円増加したものの、公債費などが減少したため比率の分子はほぼ横ばいとなっています。一方で、分母のうち「標準財政規模」が県税収入が減少したことにより約52億円減少しています。この結果、20年度算定値（12.6％）と比較すると、0.1ポイント上昇しています。

平成21年度の将来負担比率は、198.5％で、早期健全化基準400％を下回る水準となっており、20年度都道府県平均219.3％も下回っています。

しかしながら、20年度算定値（190.9％）と比較すると、比率の分子である「将来負担額」において、退職手当債や行政改革推進債※1の残高が140億円増加し、あわせて分母のうち「標準財政規模」が県税収入が減少したことにより約75億円減少したため、7.6ポイント上昇しています。

建設地方債残高は、平成13年度以降減少傾向にあったものの、20年度から再び増加に転じ、今後も高い水準で推移することが見込まれています。21年度減少した公債費も県債残高の増に伴い、22年度以降は高水準で推移することが見込まれるので、県債残高及び公債費の適切な管理を行われたい。

※1 行政改革推進債：

自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により、元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内において発行することが可能となる地方債。

公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、充当残部分に対して充当することができる。

(参考)

【財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

一般会計等 (普通会計)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		あすなろ学園事業特別会計						
		農業改良資金貸付事業等特別会計						
		林業改善資金貸付事業特別会計						
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計						
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計						
		公共用地先行取得事業特別会計						
	公営事業会計	公営企業会計						交通災害共済事業特別会計
								地方卸売市場事業特別会計
港湾整備事業特別会計								
流域下水道事業特別会計								
企業特別会計		水道事業会計						
		工業用水道事業会計						
		電気事業会計						
病院事業会計								
一部事務組合	四日市港管理組合							
地方公社・ 第三セクター等	三重県道路公社							
	三重県土地開発公社							
	公立大学法人三重県立看護大学							
	三重県環境保全事業団 (損失補償)							
	三重県農林水産支援センター (損失補償)							
	三重県信用保証協会 (損失補償)							
	三重県産業支援センター (損失補償)							
	東海労働金庫 (損失補償)							